

【環境パフォーマンス】

①電気電灯の消費量の低減

認証取得当初(第38期)から監視測定してきたこの取組みは、8年間で約17.6%削減を達成する事ができました。これは全社員が認識しなければ成しえない結果であり、今後も一丸となり継続していきます。方策と詳細結果は次の通りです。

方策① 昼休み中の事務所照明を、半分とする。	方策② エアコン設定温度<夏:26℃・冬:22℃>
方策③ OA機器は、席を長時間離れる際は電源OFF	方策④ FAXは直ぐに取る

期 間	削減目標	使用量実績	削減量	前年度使用量に 対しての削減率	第37期実績に 対しての累計削減率
平成22年10～平成23年9月(第37期)	—	67,458kwh	—	—	—
平成23年10～平成24年9月(第38期)	前年比 -680kwh	63,230kwh	-4,228kwh	-6.3%	-6.3%
平成24年10～平成25年9月(第39期)	前年比 -630kwh	61,420kwh	-1,810kwh	-2.9%	-8.9%
平成25年10～平成26年9月(第40期)	前年比 -610kwh	60,610kwh	-810kwh	-1.3%	-10.1%
平成26年10～平成27年9月(第41期)	40期の実使用量を 超えないようにする	58,042kwh	-2,568kwh	-4.2%	-13.9%
平成27年10～平成28年9月(第42期)		56,718kwh	-1,324kwh	-2.3%	-15.9%
平成28年10～平成29年9月(第43期)		55,089kwh	-1,629kwh	-2.8%	-18.3%
平成29年10～平成30年9月(第44期)		56,797kwh	1,708kwh	+3.1%	-15.8%
平成30年10～令和元年9月(第45期)		55,533kwh	-1,264kwh	-2.2%	-17.6%

使用電力量(kwh)



②グリーン購入推進

弊社が第41期から始めたこの【グリーン購入】とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない【環境物品】を優先的に購入することです。平成13年4月からグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)が施行されました。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。幅広い主体が、それぞれの立場から、グリーン購入を進めていくことが期待されています。
(⇒環境省資料「グリーン購入とは？」)

<弊社目標>3年間(第41期～43期)で事務用品の80%を環境物品へ移行

	41期	42期	43期	44期	45期
社内事務用品数	204	250	302	319	352
グリーン商品数	118	167	215	226	247
グリーン商品移行率	58%	67%	71%	71%	70%

43期でグリーン商品への移行率80%を目標に取り組みでまいりましたが、42期終了時点で、グリーン商品へ移行可能な事務用品がほぼ頭打ちとなったため、43期以降は日常管理としましたが、現在も継続的にグリーン商品への移行に取り組んでいます。

③濃縮車(リサイクル車)による汚泥減量

(⇒弊社資料「浄化槽の張り水を汚泥濃縮車で行いました」)

④その他の環境活動



定期的な地域美化活動



小規模集落応援隊活動(除草作業)



堆肥の寄贈(豊肥一番)



地域イベントの応援



グリーン購入とは？

買い物の時に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うことが「グリーン購入」です。

こまめに電気を消したり、ごみを分別して資源のリサイクルをしたりすることと同じように、グリーン購入は今日からすぐにできることです。

私たちの暮らし

使う時に

長く大切に使えるものを選ぶ

サイズを調整できるズボン



家にあるから、買わなくていいかな？



買う前に

必要かどうかを考える

環境を考えて作られたものを選ぶ

包みがないね

古紙から出来ているんだ



買う時に

飲み終わったら、詰め替えられるコーヒー



使い終わったら

ごみが少なくなるものを選ぶ

きちんと分別

環境負荷ができるだけ小さいものを提供する

グリーンな市場の拡大

環境負荷ができるだけ小さいものを選ぶ

私たちが環境を意識し、環境負荷が小さいものを選ぶことが、事業者の環境意識を高めることにつながります。

物流業者

運ぶ時にもエコドライブ



流通

スーパーや商店街

環境のことを考えたものがあります



販売

メーカー

よし！環境負荷が小さいものを作るぞ！



製造

リサイクル業者

混ぜればごみ、分ければ資源



再資源化

事業者

浄化槽の張り水を 汚泥濃縮車で 行いました



浄化槽汚泥濃縮車とは？

浄化槽汚泥濃縮車は“リサイクル車”とも呼ばれ、循環型社会構築に貢献する特殊車輛です。

作業手順として、まず浄化槽の汚水をバキューム機能でタンク内へ吸引し、特殊な濃縮機能により汚泥と水分を分離します。分離されたきれいな水分（以下、分離水と言います）は浄化槽への張り水としてリサイクルし、最終的に残る濃縮された汚泥のみを処理場へ運びます。（平成16年8月、環境省より各都道府県に対し浄化槽汚泥濃縮車の活用推進が通知された。平成26年3月現在、全国で約150台の導入実績あり）



張り水はなぜ必要？

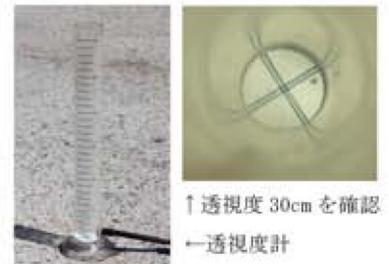
浄化槽は原則として水の中で起こる様々な作用を利用して汚水をきれいにする処理施設です。その処理機能を正常に発揮する為には、一定の水分が槽内に必要になります。また、浄化槽は地中に埋められていますので、常に周りからの土圧がかかっています。水のない状態で長時間放置すると、外部からの土圧による破損が生じるおそれがある為、清掃後は速やかに張り水を行う必要があります。

本当に大丈夫？

浄化槽は様々な微生物の働きにより汚れた水を分解する施設です。その為、常に槽内には一定量の微生物が存在し、尚且つ微生物が活動しやすい環境を保たなければなりません。清掃後の張り水に水道水を用いた場合、一時的に微生物の量が減少します。それに比べ、**浄化槽汚泥濃縮車から得られる「分離水」は微生物を含んでおり、張り水に用いた場合は清掃直後の処理機能の立ち上がり並びに水質の安定に貢献します。**（平成15年度、財団法人日本環境整備教育センター内に設置された「浄化槽維持管理基準等検討委員会」より報告）

尚、弊社では次の基準を満たした分離水のみ、張り水に使用しています。

- ・透視度：30cm以上（環境省推奨ガイドラインより）
- ・色度：40度以下（自主基準として「下水処理水再利用マニュアル」を引用）



↑透視度 30cmを確認
←透視度計

今までは清掃作業後に水道水による張り水をお願いしてきましたが、今後はその必要がございません。
（※但し洗浄作業に使用する洗浄水は、今まで同様にお客様宅の水道水を使用させていただきます）

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください



0120-23-0402